

Title	収回教育権の教会学校体育への影響
Sub Title	Effect of recovery of right of education on missionary school physical education
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1972
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.12, No.1 (1972. 12) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00120001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00120001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 收回教育権の教会学校体育への影響

笹 島 恒 輔\*

1. は じ め
2. 收回教育権運動
3. 收回教育権運動の展開
4. 「私立学校規程」の教会学校体育への影響
5. 收回教育権運動に対する教会学校の対策
6. む す び

## 1. は じ め

收回教育権運動は、外国人の手中にある教育権を中国人の手に回収する運動であったが、その背景には不平等条約、外国の対華侵略反対等の種々の要因を含んでいた。

また、收回教育権運動はそれのみの単独の運動として盛り上って行ったのではなく、民国8年(1919年)のベルサイユ条約を不満として中国全土を風靡した反帝国主義・反封建主義運動の五・四運動を契機として盛んになっていった国家主義教育思想の一環として展開された運動である。

舒新城によれば、「国家主義教育思想の第一の目的は收回教育権であり、次が軍事教育である」としている。

<sup>(1)</sup> 收回教育権運動は民国8年(1919年)頃より盛んになりだし、民国11年(1922年)から12年にかけて総ての教育団体が立ち上り、この運動を展開していったのであった。民国14年(1925年)になると、五・三〇事件<sup>(2)</sup>以後の風潮に刺激されて一層盛んとなっていった。政府も民国14年(1925年)から收回教育権にのりだすのである。收回教育権運動の対象となった外国人経営の中国人教育の機関は教会学校(ミッションスクール)を除けば極めて少数であったので、收回教育権の目標は教会学校であった。

---

\* 慶應義塾大学体育研究所教授

教会学校を始めとして外国人経営の中国人教育の機関は中国の学校制度からは治外法権的な立場にあり、独自の方針により独自の教育を実施してきた。

教会学校が中国に始めて設けられたのは清の道光19年（1839年）であるが、南京条約（道光22年—1842年）により中国が開国して以後は中国各地に相次いで設けられていったが、直隸（現在の河北）、山東、江蘇、福建等の開港場のある省に多く設けられ、カトリック系よりプロテスタント系のほうがはるかに多かった。

教会学校は中華民国成立後急速にその数が増加してゆき、民国8年（1919年）には民国元年（1912年）の5倍になっていた。

民国18年（1929年）8月29日公布の「私立学校規程」により外国人経営の中国人教育の機関はその治外法権的な立場を失い收回教育権運動は成功するのである。

本稿は收回教育権運動の経緯、收回教育権に対する政府の態度にふれ、收回教育権運動が教会学校の体育の授業にどのような影響を与えたかについて考察するものである。

注 (1) 舒新城著「民國十四年中國教育指南」（民国15年—1926年）商務印書館，311頁。

(2) 民国14年（1925年）5月30日に上海で起こった中国人射殺事件を口火とする中国の反帝国主義愛国運動。この事件による死者は36～60名といわれる。五・三〇の愛国運動は、あらゆる愛国者が団結して民族運動としてかつてない規模で行なわれた。労働階級の力量が強く発揮されはじめ、目標が不平等条約の廃棄、帝国主義反対という明確な形をとるようになり、国民党、共産党という政治的中心を持っていたことで画期的なものといわれる。

## 2. 收回教育権運動

收回教育権運動は国家主義教育思想の一環として展開されていったのである。国家主義教育思想は民国11年（1922年）頃から民国15年（1926年）頃にかけて盛んとなった教育思想であるが、民国11年になって急に起こったものではなく、清末の変法自強と外患に迫られて自然に起こったものなので、この思想の起こったのは学校制度の出来る以前からである。<sup>(4)</sup>

国家主義教育思想は政治上の国家主義から生じるものであり、政治上の国家主義は外国からの圧迫によって生まれるものである。中国が外国の侮りを受けるようになったのは、阿片戦争に敗れて開国して以後である。

民国8年（1919年）のベルサイユ条約は山東問題で中国人の希望を満足させず、不平等条約も撤廃出来なかつたので反封建主義、反帝国主義運動が盛んとなっていった。<sup>(5)</sup> その上国内では軍閥、土匪の横行が盛んとなり、ソ連は共産主義の運動を盛んに行なっていた。これらが原因となって民国11年（1922年）以後政治上の国家主義が盛んとなり、国家主義教育思想も盛ん

となっていた。

国家主義教育思想の第一の目的が收回教育権であれば、当然收回教育権運動も高揚していったのである。

收回教育権運動は民国8年(1919年)頃よりその活動が活発になりはじめ、民国11年(1922年)から12年にかけて総ての教育団体が立ちあがり、この運動を展開していったのであった。民国14年(1925年)になると当時高まりつつあった国家主義教育思想の影響と五・三〇事件以後の風潮に刺激されて一層盛んとなっていた。政府も民国14年(1925年)から收回教育権にのり出すのである。

收回教育権運動の対象となった外国人経営の中国人教育機関は教会学校(ミッションスクール)を除けば極めて少数であったので、收回教育権運動の目標は教会学校であった。教会学校を始めとして外国人経営の中国人教育の機関は中国の学校制度からは治外法権的な立場にあり、独自の方針により独自の教育を実施してきていた。

阿片戦争に敗れた中国は南京条約により開国したが、その後、相次いで起こった西欧諸国との戦にも敗れたために、西欧文明をとり入れ近代化に乗り出したが、その近代化にも失敗し、かえって列国に進出の機会をあたえる結果となった。

列国勢力の中国進出は、軍事的・政治的・経済的な面をもつとともに、宗教的・文化的活動をとともなうのが普通であった。しかも、宗教的活動と文化的活動とは一体化していて、文化的活動の主要な地位をしめる教育活動は、教会学校を中心として展開していった。

教会学校は、中国政府の管理外に置かれ、国家の統制する学校とはまったく別個の系列にあった。もっとも、公正な立場よりみて、それが中国教育の近代化に貢献した部面も少なくないし、そのすべてが列国の中国進出の手段であったというようなこともない。

教会学校がはじめて中国に設けられたのは清の道光19年(1839年)であるが、南京条約(道光22年—1842年)により中国が開国して以後は中国に相次いで設けられていったが、直隸(現在の河北)、山東、江蘇、福建等の開港場のある省に多く設けられており、カトリック系よりプロテスタント系のほうがはるかに多かった。

教会学校の数は民国元年(1912年)に小学校から大学まで合計して3,687校であったものが、民国8年(1919年)には15,213校になっていた(大正4年—1915年—6月の北京日報によれば外人経営の学校は5,076校)。

中国における教会学校は小学校程度の学校が圧倒的に多く、平塚益徳氏の調査では民国元年に3,687校のうち2,698校(小学校2,506校、高等小学校192校)、民国6年(1917年)には6,339校のうち5,851校(小学校5,276校、高等小学校575校)、満鉄交渉局の調査では、民国4年(1915年)に5,076校中4,619校(小学校4,183校、高等小学校436校)となっていた。

## 收回教育権の教会学校体育への影響

教会学校は民国元年から民国8年の8年間にその数が5倍に増加していったが、学校数の増加は小学校の増加が圧倒的であった。それらの小学校の中には設備の貧弱な学校がかなりの数にたっしていた。

満鉄総務部交渉局の調査書によると、「……而シテ其ノ校数ハ斯ク多シト雖モ、各校ノ生徒数ハ概シテ僅少ニシテ最モ多キモノ150名ヲ出デズ、最モ少ナルモノニ至リテハ10名ヲ出デズ、從ツテ一学年ガ一学級ヲナスモノ稀ニシテ大抵二、三年、時トシテハ四、五年ヲモ合併スル単級学校ナルモノ少シトセズ、從ツテ家塾式トナルハ自然ナリトス（中略）其ノ他ノ校具設備品等も甚ダシク不足シ運動場ノ如キモ殆ンド之ナキナリ。」とある。<sup>(11)</sup>

教会学校の在学生の少ないのは設備の整わない学校ばかりでなく、教団から多額の経費が支出され、アメリカの法律により大学と認定されていた教会立大学においてもその在校生はそれほどには多くなかった。2, 3の例を引いてみると、

（民国4年—1915年現在）

聖約翰大学（聖公会）（上海・光緒5年—1879年設立、文・理・神・医学部）577名。文華大学（聖公会）（湖北省武昌・同治10年—1871年設立、文・理・神・医・漢文学部）370名。北京滙文大学（美以美会、美国公理会、倫敦会）（後の燕京大学、北京・光緒14年—1888年設立、文・神・医学部）540名。山東基督教大学（長老会、浸礼会、基督会）（後の齊魯大学）（山東省済南・光緒28年—1902年設立、文・医学部）361名。浸会大学（浸礼会）（上海・光緒32年—1906年設立、文・神学部）100名。<sup>(12)</sup>

という状態であった。

当時の教会学校は中国政府から独立の形態をとっていたので、これらの学校の授業内容は他の国・公・私立の学校とは異なっていた。教会学校の中には設備の整っていたものもあったが、中には設備も貧弱で、在學生も少なく、単級学校であり、運動設備のない学校もかなり存在していた。<sup>(13)</sup>

收回教育権運動は、民国6年（1917年）到北京大学学長の蔡元培が、宗教が精神上なんら得るところがないものであるとして、美育をもってこれに代えようとしたころから盛んになり、民国8年（1919年）以後は、中国の注目すべき教育運動として展開していった。<sup>(14)</sup><sup>(15)</sup>

注 (3) 変法自彊とは日本の明治維新にならって西洋の長所を取り入れ、政治体制を改革して富国強兵をはかろうとする運動。変法自彊は日清戦争に敗れ、それに引きつづいた列強の勢力範囲の設定は中国人を奮起させ、康有為が中心となって進められた。

(4) 舒新城編「近代中國教育思想史」（民国17年—1928年）中華書局、326頁。

(5) 第1次世界大戦に中国は不平等条約の撤廃、山東省のドイツ権益の回収等に期待をよせて民国6年（1917年）8月に連合国側に立って参戦した。そして、民国8年（1919年）のベルサイユ平和会議に、不平等条約の廃棄を中心とする希望条件7項目、日華条約（21ヵ条問題）取消の陳述書および大戦中日本がドイツより継承した山東省の各種権益の返還要求等を提出した。しかし、

### 收回教育権の教会学校体育への影響

- これらの要求はいずれも会議の認めるところとはならなかった。
- (6) 道光20年～22年(1840年～1842年)に東洋進出を図る英国が阿片問題を直接の原因として起こした阿片戦争に敗れた清が、道光22年8月、南京で清英間に結んだ条約。この条約により清は5市(広東, 厦門, 福州, 寧波, 上海)を開港場とし、香港島を英国に割譲した。
  - (7) 多賀秋五郎著「中国教育史」(昭和30年), 岩崎書店, 263～264頁。
  - (8) 平塚益徳著「近代支那教育文化史」(昭和17年), 目黒書店, 222頁。
  - (9) 同上。
  - (10) 南満洲鉄道株式会社総務部交渉局篇「南満洲ニ於ケル滿人経営ノ諸学校」(大正4年), 南満洲鉄道株式会社, 3～4頁。
  - (11) 同上。
  - (12) 南満洲鉄道株式会社総務部交渉局篇「支那ニ於ケル外国人経営ノ教育施設」(大正5年), 南満洲鉄道株式会社, 159頁, 160頁, 293頁, 311頁, 358頁。
  - (13) 山口昇編「欧米人の支那に於ける文化事業」(大正10年), 日本堂書店(上海), 935～1181頁。
  - (14) 芸術教育。
  - (15) 前掲(7)書, 229頁。

### 3. 收回教育権運動の展開

收回教育権運動は、民国8年(1919年)に結成された「少年中国学会」が、いかなる宗教でもこれを信奉する者の入会を拒否したことによって当時の社会に大きくとらえられることになり、ここに收回教育権運動が展開され始めたのである。

<sup>(16)</sup>この動きに対抗して、民国11年(1922年)3月に「世界基督教学生同盟会」が北京の清華学校において第11次の大会を開催し、「学校生活の基督教化」<sup>(17)</sup>、「基督教を如何に現代の学生に宣伝すべきか」等を議題にしたことは、一般的反宗教思想を反宗教教育の実際運動に進展させ、北京、南京に反基督教同盟が結成されたのであった。

民国11年(1922年)7月に「中華教育改進社」は済南で第1回年会を開催し、初等教育(幼稚園教育を含む)における宗教教育の絶対排撃を決議した。<sup>(18)</sup>折から当時盛んになりつつあった国家主義教育思想の影響を受けて、<sup>(19)</sup>收回教育権運動は一層もりあがっていったのであった。

民国13年(1924年)7月に「中華教育改進社」は南京で開催した年会で收回教育権について決議し、それともなって「学校登録制条令」の公布を決議している。この「学校登録制条令」<sup>(20)</sup>は、中国のあらゆる学校に国家の統制を要求するもので、外人の名を学校に藉りて侵略を行なうものに対しては、調査のうえで閉鎖すべきであるとしている。そして、まず、一律に登録したものを乙種とし、そのうち、国家の要求する最低限度の課程を実施し、中国の国体に違反しないものを甲種として登録し、甲種に登録しない学校には、一切の権利をみとめないこととすべきであるとしている。また、未登録の学校の学生には、登録学校の学生のうけている一切

の権利をみとめるべきでないとしている。

「全国教育会聯合会」も同年10月15日に第10回年会を開封で開催し、教育と宗教との問題、外国人の教育事業の問題について決議している。<sup>(21)</sup>

教育と宗教上の関係については、

- (1) 学校内の宗教宣伝や誦経・祈禱・礼拝などを禁じ、各教育官庁は嚴重にこれを監督すること。
- (2) 学校内の教師、学生に対する教徒と非教徒との待遇の区別をなくすこと。

外国人の教育事業に関しては、

- (1) 登録制を実施して国家や各省の教育法規に従わせ、地方教育庁の監督を受けさせる。
- (2) 教員には国家の規定した資格を要求する。
- (3) 学費の徴収は政府や省区の定めた標準による。
- (4) 儀式行事は国家の定めた規定による。
- (5) 教育事業を利用して宗教宣伝をしない。<sup>(22)</sup>

となっている。

民国14年(1925年)に中華教育改進社の年会で教育権回収案が提出されたが、それに対して中華教育改進社の内部からも種々の反論が出された。これに対して余家菊は「教育権回収問題」と題する一文を草して反論を加えている。それは、

「何を教育権と言うか、

教会側は『中国は未だかつて教育権を喪失したことはなく、回収もなにもない。』と言うのを聞いたが、その意味は、『我が国の政府には教育部があり、我が国の社会には自立の公立学校があり、これに対して外国人は未だ干渉したこともなく、またこれを禁止することを要求したこともない。それ故中国として教育権を失ったとは言ふことは出来ない。』ということにある。この言葉、その誤りは、教育権の何物であるかがわからないところにある。我々の言う教育権の回収は、我が国が其の全部の教育権を喪失したというのではない、その失っている一部の教育権を回収せよといっているにすぎない。他に例をとれば、今日叫ばれている司法権の回収は、我が国が全部の司法権を喪失したというのではない、その失っている一部の司法権を回収すべしと言うようなものである。

我が国の政府の認可を得なくて設立された学校があり、民主政治に逆行する教育を施す学校があるからである。この様な事実からして、誰れがよく我が国の教育権は金甌無欠であると言えることが出来ようか。いわゆる教育権というものは、(1)学校設立の認可。(2)趣旨の整理改正。(3)教員の進退。(4)教材の規格。等がこれに属しており、我々のいわゆる教育権回収は、失っているこれらの一部の権力を回収することである。

## 回収の動機

我々の教育権の回収の主張は次の五つの動機から出ているので、何もうらみによっているのではない。

### 『1. 国家の安全の計のため』

日本が南満州に設けた学校では、学生に前の清帝国の存在したのを教えても、中華民国の存在は教えない。これは教育権不回収の極めて危険な一つの証拠である。某地の教会学校の教員は、学生に阿片戦争について講義して、林則徐を排外者であると痛罵して、『林氏は、外国人が阿片を中国に売り込むことについて故意に中国人を毒するもののように誤認したが、どうして阿片は最上の薬品で、外人は治療に役に立つようにこの良薬を輸入したのだが、林氏はこのことを知らないで拒んだのである。これは怨を以て徳に報ゆるものである。』と言っている。阿片戦争は英国の心ある人はこれを英国の恥辱としているのに、我が国の教会学校の教師が事実を曲げていることは驚く外はない。これは教育権不回収の極めて危険な一証拠である。蘇州書院の Wallcot 著『戦後の地理』（商務印書館版）には香港を中国の外にして、一言も香港が元中国領であったと述べていない。これは教育権不回収の極めて危険な一証拠である。この様なことを数えれば枚挙にいとまがないのでここでは一々述べない。

### 『2. 国民性の発揚のため』

外国人経営の学校はおおむね外来文化に傾重し、我が国固有の文化に対してはこれを軽視する者が極めて多い。教会が常に口々に中国の基督教化を唱え、教会学校の学生が常に国文を軽んじていることは皆その証拠である。中国人でありながら中国の特質を喪失し、中国人でありながら全く中国人の修養がなくなれば、終にその根本を忘れて、外国人に媚び己を卑めるのが習慣となって、ついには異民族の奴隷となることは確実である。

### 『3. 国民感情の融和のため』

国家の国家たるゆえんは、実に国民間に同族一体の感情があり、喜びも悲しみも共にするところにある。そうでないならば、共に同じ国民であるけれども、互に秦人と越人の様であり、はなはだしい場合には仇に対するようになる。誠に国家の不幸である。国民の協同精神を養成しようとするのならば、言語、習慣、性情を同じくする共同教育を必要とする。これらのものが同じならばその感情は期せずして求めることが出来る。我が国で同郷の人を重視し、英米で同文同盟を提唱するのも皆一体の感情によるものである。教会学校の学生についてみると、その知識は、リンカーン、ウエリントンについては詳しくその一世を知っているが、堯と舜を同一人と誤認し、唐虞三代の三代が何を指すかも知らない。その感情は、人に接しては握手をし、食事は必ず西洋料理、茶はコーヒーでなくてはいけないとしており、市街の大衆の中にも一眼で教会学校の学生であることがわかる。私はかつて教会学校の当事者に対して、



『諸君が若し我々と協同しようとするのならば、まず諸君等の学校を中国化し、学生の外国人臭を少くして、中国人の色彩を多く持たせることが必要である。』と言ったことがある。これに対して教会学校側は、『教会学校の課程標準を我が国の公立学校の課程標準と等しくしよう。』と言ったのは、我が国の教育上の一幸事であるが、知識は小で、習慣は大であると認める我々は、課程標準にいくらかの異いがあっても甚だしい障害はないと思われるが、訓育の趣旨は是非とも一致させなくてはならない。これは、教会学校における改革が重を避けて軽に就く巧妙な手段をとるものだと認める理由である。

#### 『4. 立国の理由をなりたせるため』

立国には立国の理想がある。仏の自由、平等、博愛、英の正直、忠実、奉仕、米のデモクラシーはいずれも挙国国民を鼓舞し、国民はこれによって生死を共にし、どんな艱苦も辞さないのである。我が国においてももとより立国の理想はある。開国以後、西洋の潮流のために動揺がはげしく、教会学校のためにくだきこわされて今や没落しようとしている。例えば、篤厚は我が国の国民の理想の一つであり、この篤厚によって、同族の祖先に対しては敬祖の義務が起こり、国家忠良に対しては崇徳報功の行いがある。これは皆人類敬愛の高尚な天性を發揮し、社会をなりたせるものである。しかし、教会学校においては祖先を祭ることをそしり笑って野蛮だとし、賢人をうやまうことを偶像の崇拜とし国民の中心信仰を失なわせて、手足を置くところのない危険におちいらせている。

#### 『5. 国権の保障と国民の人格擁護のために』

国は民からなっている。我が国を侮辱することは即ち国民を侮辱することであり、侮辱の最大なるものは我が国の国権の行使を妨害することである。教会学校は我が国の国土の中において我が国の国権を見下げて、我が国の法令を軽視して別個の一系統を独自につくっていることは、我が国民の人格のためにもだまってこれを見逃すことは出来ない。我が国民は彼等西洋人のパンに最敬礼している教会学校の教育者のわがままな振舞を放置しておくことは出来ない。当然これに糺弾を加えなくてはならない。

以上の5つが我々が教育権回収を主張する最大の動機である。我々はもとより教会に対して怨をもつ者ではない。願うところは、教会学校の当事者諸氏が先に述べた5つの点に対する我々の憂を除いてくれることである。」<sup>24</sup> というものである。

また、「中華教育界」等の教育雑誌には、收回教育権について、過去1年（民国13年—著者注）は全く言論の時代であったが、その結果は教会学校当局を震駭させ、教会学校の学生もようやく目覚め始めたので、今後は実際活動に進まなくてはならない。そのためには次の3つの方法をとらなくてはならないとして、

1. 教育権回収促進会を組織すること。

2. 教育部は教会学校に対して厳格な態度をとり、教会学校認可法を制定すること。
3. 学校を設けて教会学校退学者を收容すること。

をあげ、この3つはただちに実施にうつし、その他の方策については教育権回収促進会の成立をまって更に共同討議をすべきであるとしている。

また、北京大学長の蔡元培は、民国11年(1922年)3月に「新教育」第4巻第3期号の誌上に「教育独立義」の論文を発表しその中で收回教育権について論じている。

余家菊、蔡元培以外にも舒新城、陳啓天をはじめとして多くの教育家が收回教育権に関する論文を数多く発表していた。

舒新城は各教育家の意見を総括して收回教育権の動きを、

1. 政治的理由
2. 社会的理由
3. 倫理的理由
4. 文化的理由
5. 宗教的理由

に分けて説明している。

これらの教育家の意見が次々と発表されていったのにつれて、政府も積極的に收回教育権に乗り出していったのである。

北京政府教育部は民国14年(1925年)11月16日に「外人捐資設立学校請求認可辦法」(6条)、民国15年(1926年)2月4日に教育部の布告を公布し、同年10月18日に国民政府教育行政委員会は「私立学校規程」(15条)、「私立学校董会設立規程」(14条)を公布して收回教育権を着々と実行に移していったのであるが、北伐を完成し中国を統一した国民政府により民国18年(1929年)8月29日に公布された「私立学校規程」(29条)により教会学校はその治外法権的立場を失い、中国の一般学校と教科内容において同様にしなくてはならなくなったのである。

民国14年(1925年)11月16日に北京政府教育部の公布した「外人捐資設立学校請求認可辦法」(6条)には、

第3条 学校長は中国人とし、学校長外国人である時は必ず中国人を副校長に任じて、請求認可の時の代表者とする。

第4条 学校に理事会を設けるものは、中国人が理事の過半数を占めるものとする。

第5条 学校は宗教宣伝を以て主旨となしえない。

第6条 学校の課程は教育部の定めた課程を遵守し、宗教の科目を必修科目に入れてはなら

ない。

とあり、

## 収回教育権の教会学校体育への影響

民国15年（1926年）2月4日の教育部の布告は「国内の私立学校並に外人の寄附した資金で設立した学校では、総ての課程、訓育、管理に関しては教育部の規定によらなくてはならない。違反した時はただちに停止を命じる。」<sup>29)</sup>であり、

同年10月18日国民政府教育行政委員会の公布した「私立学校規程」（「中國近七十年來教育記事」では「私立学校規程」であり、舒新城編「近代中國教育思想史」では「取締私立学校通令」となっているが、どちらも同じものであり、法令は「私立学校規程」であり、「取締私立学校通令」は通称である。）<sup>30)</sup>（15条）には、<sup>31)</sup>

第8条 私立学校は外国人を校長としてはならない。若し、特別の事情のある場合には、外国人を招いて顧問となしうる。

第10条 私立学校は一律に宗教科目を必修科目としてはならない。また、授業においては宗教を宣伝してはならない。

第11条 私立学校において宗教の儀式のある場合も強制的に学生を参加させてはならない。<sup>32)</sup>とあり、

北伐を完成して中国を統一した国民政府教育部が民国18年（1929年）8月29日に公布した「私立学校規程」（29条）には、

第3条 私立学校は教育行政機関に届出て教育行政機関の監督と指導を受け、その組織、学科課程その他一切の事項は現行教育法令を遵守しなくてはならない。

第4条 外国人経営の学校はその校長に中国人を任命しなくてはならない。

第5条 宗教団体経営の学校は宗教を必修科目としてはならない。授業において宗教を宣伝してはならない。学生に宗教儀式への参加を強要し勧誘してはいけない。初等学校においては宗教儀式を挙行することは許されぬ。<sup>33)</sup>

とある。

これらの法令はいずれも教会学校をその対象としたものであるが、ここにあげた法令以外にも、国民政府大学院が民国16年（1927年）12月20日に「私立中等学校及小学校立案条例」（9条）、民国17年（1928年）2月6日に「私立学校条例」（11条）、「私立学校董会条例」（13条）<sup>34)</sup>を公布している。これらはいずれも収回教育権を目標にしたものである。

北京政府、国民政府から公布された法令も北伐により中国が統一される以前のもものは全国的に統制力がなく、教会学校にたいしての影響力はそれほど大きかったとは考えられないが、北伐を完成して中国を統一した国民政府が、民国18年（1929年）8月29日に公布した「私立学校規程」（29条）は教会学校に大打撃を与えたのであった。

教会学校側もただだまって教会学校に対する圧力を甘受していたのではなく、教会学校側から政府に嘆願書を提出したり、結束をかためて中国にふみとどまり学校を維持しようとの努力

をはらっていた。

その後、国民政府が浙江財閥を中つぎとして英米との依存度がたかまるにつれて教会学校は打撃を挽回してその勢力を伸ばしていったのであるが、「私立学校規程」はその後改訂を重ねながら現在も中華民国の法令として存在している。

- 注 (16) 前掲(7)書, 231頁。  
(17) 丁致聘編「中國近七十年來教育記事」(民國50年—1961年), 台湾商務印書館, 96頁。  
(18) 前掲(17)書, 97頁。  
(19) 前掲(8)書, 262~264頁。  
(20) 前掲(17)書, 114頁。  
(21) 前掲(17)書, 116頁。  
(22) 前掲(7)書, 232~233頁, 前掲(1)書, 119頁。  
(23) 堯, 舜2帝と夏, 殷, 周の3代。  
(24) 北京滿鉄月報特刊第八「支那に於ける國家主義教育の勃興」(大正15年), 南滿洲鐵道株式会社北京公所研究室, 159~164頁。  
(25) 前掲(24)書, 164~170頁。  
(26) 「蔡元培先生全集」(民國57年—1968年), 台湾商務印書館, 523~525頁。  
(27) 前掲(4)書, 317~320頁。  
(28) 前掲(4)書, 322頁。  
(29) 前掲(17)書, 128頁。  
(30) 前掲(17)書, 134頁。  
(31) 前掲(4)書, 323頁。  
(32) 前掲(4)書, 322頁。  
(33) 教育部編「教育部公報」第1卷第9期号(民國18年—1929年), 教育部, 109~121頁。  
(34) 前掲(17)書, 151頁, 155頁。

#### 4. 「私立学校規程」の教会学校体育への影響

民國18年(1929年)8月29日に公布された「私立学校規程」の第3条に「私立学校は教育行政機関に届出て教育行政機関の監督と指導を受け, その組織, 学科課程その他一切の事項は現行教育法令を遵守しなくてはならない。」とあり, 第6条に「私立学校の処置が良くない場合, 或いは法令違反の場合は主管の教育行政機関はその認可を撤回し或はこれを解散させることが出来る。」とあるので, 中国の教育法令によらない学校は設立を認められないことになったのである。また, 第5条に「宗教団体經營の学校は宗教を必修科目としてはならない。……」とあるので教会学校にとっては大打撃であった。

しかし, この「私立学校規程」が法令通りに厳重に実施されたかというといささか疑問であるが, 法令が公布されたことは教会学校の課程に大きな影響があったのである。

清末から中華民国初期にかけて教会学校の統一が進み、光緒16年(1890年)に中国教育会(The Education Association of China)が設立された。この中国教育会は民国元年(1912年)に名称を全国基督教教育会(The Christian Educational Association of China)と改め、次いで民国4年(1915年)に中国基督教教育会(The China Christian Educational Association)と改め、<sup>35)</sup>基督教教育行政の総元締として存在していた。その下部組織として、光緒29年(1903年)設立の華北教育協和会(North China Educational Union)、光緒32年(1906年)設立の華西基督教教育組合(The West China Christian Educational Union)、宣統元年(1909年)設立の華中基督教教育組合(The Central China Christian Educational Union)、華東教育協会(The Central China Educational Association)が設立され、それ以外にも省別の協会がいくつか設立されていた。<sup>36)</sup>

中国教育会が結成される以前においては、個々の教団がその教団所属の各学校に最高行政権を行使していたし、地区別に教育組合が結成されると、これらの組合が課程標準、教授方法、各教科の授業時数を定めて統制を行っていた。

教会学校の修業年限は中国の学校の修業年限と異なるものもあった。教科課程については中国の学校と教会学校の間にはかなりの相違があった。<sup>37)</sup>

収回教育権運動の盛んになる以前の教会学校の統制団体の定めた課程では体育は次のようになっていた。

民国4年(1915年)の華西基督教教育組合の制定した課程によると、初等小学校課程では各学年に体操の課目があり、1年は要目編纂中、2年は遊戯と簡易な操練、3～4年は徒手体操と操練(但し試験は行なわず)となっていたが、授業時数については定めていなかった。初等小学校課程においては体操の課目を設けていたが、高等小学校課程にはとりあげられていなかった。

華東教育協会は初等小学校、高等小学校、中学校の各教科の毎週の授業時数を定めていたが、それらの教科の中にはどの学校の課程にも体育は含まれていなかった。

また、民国4年(1915年)2月に華中基督教教育組合の制定した中学校課程にも体育の授業はなかった。<sup>38)</sup>

それに対して中華民国成立以後の学制の体育の授業は、

「壬子学制」(民国元年～11年—1912年～1922年)においては、

授業時数

小学校——1～2年唱歌と半々で週4時間(体育のみに換算すると週2時間)、3～4年週4時間。

高等小学校——各学年(1～3年)週3時間。

中学校——各学年(1～4年)週3時間、女子は週2時間。

## 収回教育権の教会学校体育への影響

師範学校——男子は週4時間、女子は週3時間（本科4年は4時間）。（予科1年，本科1～4年）。

高等師範学校——各科とも各学年（予科1年，本科1～4年）週3時間。

### 授業内容

小学校——始め遊戯を教えその後適宜普通体操を加える。地方の状況に依り体操の時間のほかに適宜戸外運動や水泳を行なう。体操の授業の時の姿勢を常に行なわせるようにする。

1年遊戯，2～4年遊戯と普通体操。

高等小学校——各学年普通体操を主として遊戯をこれに加える。男子には外に兵式体操を加える。

中学校——男子は普通体操と兵式体操で兵式体操を重視する。女子は兵式体操の代りに遊戯，ダンスとする。また，修身・音楽・体育は異学年或いは他のクラスと同時に授業をしても良い。

師範学校——男子本科2年までは普通体操，遊戯，兵式訓練，本科3～4年はこれに教授法が加わる。女子は普通体操と遊戯。

高等師範学校——普通体操，遊戯，兵式体操（体育専攻以外の学生）。

「壬戌学制」（民国11年～17年—1922年～1928年）においては学校制度を6・3・3制にする法令は公布されたが，国内では内戦が続き政権の交代がしばしば行なわれたため，各学校法も課程標準も公布されなかつた。そのため，全国教育会聯合会が課程標準に代るものとして課程綱要を議決した。それによると，小学校の体育は全授業時数の12%，初級中学校（日本の中学校）は体育12学分（1～3年週2時間），高級中学校（日本の高校）は10学分と規定された。

「私立学校規程」の公布された民国18年（1929年）の学制は，「戊辰学制—民国学校法」であり，それによると体育の授業は，

### 授業時数

小学校——低学年（1～2年），唱歌・遊戯で週180分，中学年，3年週120分，4年週150分，高学年（5～6年）週180分。

初級中学校・高級中学校——各学年週2時間。

師範学校（体育師範学校を除く）——週2時間。

### 授業内容

小学校——遊戯，リズム運動，体操，球技，競技，その他（遠足，登山，水泳，ボート）。

初級中学校・高級中学校——体操，リズム運動，遊戯，巧技，球技，陸上競技，自然活動，国術。

師範学校——中学校の課目に同じ。外に2年後期に体育概論，3年前期に体育教授法。

（なお，民国23年—1934年—以降は詳細な課程標準が公布されている。）

中国政府の教育法令と教会学校の統制団体である各教育組合の定めた課程とでは体育については非常な差が出ている。何故にこのようになったのであろうか、ということになると種々の理由が考えられるが、南満州鉄道株式会社の報告書にも「教会学校の中には設備も貧弱で在学生の少ない学校もかなり存在していた。」とあり、平塚益徳氏も1922年の状況について「これらの中にはその設備、内容共に極めて貧弱なものがあり、……」とあるので、施設の面、教員構成の面からしても体育の授業を実施することが困難な学校が多かったと考えられる。

陳啓天は「最近卅年中國教育史」の中で、「民国10年（1921年）のプロテスタント系の在学生の全国平均は初等小学校20余人，高等小学校30余人，中学校50余人。」と述べている。また、朝鮮総督府の報告書には、大正8年（1919年）の調査では華西基督教教育組合所属の初等小学校は201校在學生8,262人，高等小学校は51校在學生969人，中学校は11校在學生384人，華東教育協会に属する学校120校在學生3,000人とある。1校の平均在學生数は華西の場合，初等小学校42.3人，高等小学校19人，中学校38.4人となり，華東の場合1校平均25人となる。これらの数字からすると在學生数が少ないためということも考えられるが，当時の中国においては教会学校以外の学校の1校平均の在學生も多くはなく，教育部の発表によると民国19年（1930年）の小学校数250,840校で在學生10,948,979人となっているので，1校平均の在學生は43.6人であり，民国18年（1929年）の初級中学校数529校，在學生88,608人，高級中学校数12校，在學生3,787人，初級・高級合併中学校数174校，在學生数58,677人となっており，1校平均の在學生は，高級中学校317.2人，初級中学校167.5人，合併中学校337.2人となっている。

収回教育権運動の盛んとなりはじめた民国12年（1923年）の中学校数547校，在學生103,385人で1校平均の在學生は189人となっていた。

教会学校と一般の学校の在學生の平均において大差がないにもかかわらず教会学校では体育の授業を実施していなかった。

体育施設の不備ということも理由の一つと考えられるが，施設が良く整い米国の州法により大学として認定されている南京の金陵大学，北京の滙文大学（後の燕京大学）の附属の各学校においても体育の授業は実施されていなかった。これらの学校において課外体育としてのスポーツは盛んに奨励されていた。

これらの点からして，教会学校で体育の授業を実施しなかったのは，施設，教員の不足ということ以外に何か教会学校内の理由があったのではないかと考えられる。

「私立学校規程」により一部の学校でしか実施していなかった体育の授業を総ての教会学校が法令上は実施することになったので，「私立学校規程」は教会学校の体育に大きな影響を与えたのである。

注 35) 前掲(8)書，122頁，247頁。

## 收回教育権の教会学校体育への影響

- (36) 前掲(8)書, 165~168頁, 前掲(12)書, 41~45頁。
- (37) 前掲(12)書, 1~41頁。
- (38) 前掲(12)書, 22~40頁, 41~45頁。
- (39) 教育部総務庁文書科編「教育法規彙編」(民国8年—1919年) 教育部, 142頁, 153頁, 186頁, 189頁, 207頁, 235頁, 262頁。
- (40) 民国12年第1次国共合作, 13年蘇浙戦争, 第2次奉直戦争, 14年第3次奉直戦争, 5・30事件, 15年国民党の北伐開始, 16年上海クーデター。北京政府の指導者も, 民国11年黎元洪(北洋軍閥), 12年曹錕(直隸派), 13年段祺瑞(安徽派), 15年張作霖(奉天派)とひんばんに交代。
- (41) 1種の単位制で毎週1時間の授業を半年間実施すれば1学分となる。
- (42) 教育部編「中華民國法規大全」(民国25年版), (民国25年—1936年), 商務印書館, 3826頁, 3875頁, 3883頁, 3885頁, 3922頁, 3924頁, 3977頁, 3993頁。
- (43) 前掲(10)書, 3~4頁。
- (44) 前掲(8)書, 227~228頁。
- (45) 陳啓天著「最近卅年中國教育史」(民国17年—1928年), 太平洋書店(上海), 347~352頁。
- (46) 朝鮮総督府編「支那教育状況一斑」(大正8年), 朝鮮総督府, 218~221頁。
- (47) 東京文理科大学・東京高等師範学校紀元二千六百年記念会編「現代支那滿洲教育資料」(昭和15年), 培風館, 240~242頁。
- (48) 教育部編「全國中等教育概況」(民国20年—1931年), 中華書局, 3頁。
- (49) 前掲(45)書, 261~262頁。
- (50) 前掲(12)書, 182~262頁, 359~389頁。

## 5. 收回教育権運動に対する教会学校の対策

收回教育権運動が盛り上がるにつれて教会学校側は自重派と急進派に分かれた。自重派は穩健派または順応派ともいふべきもので, 何らかの対策により学校を存続させようと図るものであり, 急進派は学校を閉鎖して本国に引き上げるという方針をとったのである。<sup>6)</sup>

收回教育権運動によりいずれ中国の学校令によらなくては学校を存続させることが出来なくなるのであれば, 教会学校においても体育を実施しなくてはならなくなることは明らかであった。

教会学校の体育教員を養成するために教会立大学に体育専攻の課程が設立されたのもこれらの動きに対応するためではないかと考えられる。

民国14年(1925年)に江蘇省蘇州の東吳大学(監理会)に米人 T. B. Nash を主任とする2年制の体育専攻課程が設立された。後に4年制の体育学科となった。卒業生の大多数は教会学校の教員, 各地の Y・M・C・A の体育指導者となった。

また, 女子の体育指導者養成のために南京の金陵女子文理大学(後の金陵女子大学)(美以美会)に民国14年(1925年)に上海の Y・W・C・A 体育師範学校を吸収して Miss E. E. Case を主任とする体育学科を設立し, 民国18年(1929年)には2年制の簡易科を増設したのであつ



た。<sup>62</sup>

民国14年という年は收回教育権運動が最高に盛り上り、政府も收回教育権に乗り出した年であるので、教会学校側も收回教育権に対する対策をたて始めたのではないかと考えられる。

教会学校が体育の授業を実施していなかったとはいうものの、これは総ての教会学校においてではなく、一部の学校では体育の授業を実施していたのである。

英国倫敦会の新学大書院は 中華民国成立の年 (1912年) に新規則を定め、体育を重視することとして、予備級 (小学校課程)、中学級 (中学校課程) に体育を実施していた。授業内容は、予備級 1～4 年柔軟体操、中学級 1～3 年柔軟体操、兵式体操 (4 年は実施せず) であった。<sup>63</sup>

大正10年 (1921年) に出版された 山口昇編「欧米人の支那に於ける文化事業」(上海日本堂書店) によれば、英国系の教会学校に体操の課目を実施している学校が増加しており、米国系では雅礼会、美以美会経営の学校が体操の課目をとりあげていた。

平塚益徳氏は「近代支那教育文化史」の中で、「遂に彼等にも早支那の地に働く余地を見出し得ぬとなしてこの国より撤去し、その事業を打ち切るの拳に出たのである。尤も1925年を1つの境とし、同27年を最頂点として同29年の秋迄続いた猛烈な排外運動は、好むと好まざるとに拘らず、宣教師の活動を脅かし、事実上宣教師の支那内地滞在すら許されなくなったのであったが、自重派がこの間にあっても猶打開の方途を求め時期の到来を待機したのに対し、急進派はそれぞれ本国への引揚げを決行したのであった。ラトウレットに依ると1927年の6月には新教宣教師約8,000名中5,000人が支那を去り、残留者3,000人中の大半は自国の軍隊の保護の下に開港場に避難し、内地に踏み止まったものは僅かに500人であったといふ。」<sup>64</sup>と述べている。

「私立学校規程」は民国18年 (1929年) に公布されたのであるから、平塚氏の書からすれば、多くの教会学校が收回教育権運動に対する対策をたてはしたものの、たいして効果はなかったものと思われる。

注 61) 前掲(8)書, 305頁。

62) 呉文忠編著「體育史」(民国46年—1957年), 正中書局, 353頁, 358頁。

63) 前掲(12)書, 319～333頁。

64) 前掲(8)書, 310～311頁。

## 6. む す び

收回教育権運動は、外国人の手中にある教育権を中国人の手に回収する運動であったが、その背景には不平等条約、外国の対華侵略反対等の種々の要因を含んでいた。

また、收回教育権運動はそれのみの単独の運動として盛り上って行ったのではなく、民国 8

### 收回教育権の教会学校体育への影響

年（1919年）のベルサイユ条約を不満として全国を風靡した五・四運動を契機として盛んになっていった国家主義教育思想の一環として展開された運動である。

舒新城によれば、「国家主義教育思想の第一の目的は收回教育権であり、次が軍事教育である。」としている。

收回教育権運動は民国8年（1919年）頃より盛んになりだし、民国11年（1922年）から12年にかけて総ての教育団体が立ち上りこの運動を展開していったのであった。民国14年（1925年）になると、五・三〇事件以後の風潮に刺激されて一層盛んとなっていった。政府も民国14年（1925年）から收回教育権にのりだすのである。

收回教育権運動の対象となった外国人経営の中国人教育機関は教会学校（ミッションスクール）を除けば極めて少数であったので、收回教育権運動の目標は教会学校であった。教会学校を始めとして外国人経営の中国人教育の機関は中国の学校制度からは治外法権的な立場にあり、独自の方針により独自の教育を実施してきていた。

教会学校がはじめて中国に設けられたのは清の道光19年（1839年）であるが、南京条約（道光22年—1842年）により中国が開国して以後は中国に相次いで設けられていったが、直隸（現在の河北）、山東、江蘇、福建等の開港場のある省に多く設けられており、カトリック系よりプロテスタント系のほうがはるかに多かった。

教会学校の数は民国元年（1912年）に小学校から大学まで合計して3,687校であったものが、民国8年（1919年）には15,213校になっていた。中国における教会学校は小学校程度の学校が圧倒的に多く、在學生も少なく、設備の整わない学校が数多く存在していた。

当時の教会学校は中国政府から独立の形態をとっていたので、これらの学校の授業内容は他の国・公・私立の学校とは異なっていた。

收回教育権運動は、民国6年（1917年）に北京大学々長蔡元培が美育を以て宗教に代えるとしたころから盛んになり、民国8年（1919年）以後は中国の注目すべき教育運動として展開していった。

收回教育権運動の展開につれて、教会学校側も黙っていたのではなく、「世界基督教学生同盟会」を始めとして教会学校側も反対の活動を始めたのであった。

反教会派は「中華教育改進社」、「全国教育会联合会」、教育関係の雑誌を通じて收回教育権運動を盛り上げていった。とくに、教育関係の雑誌には收回教育権に関する多くの意見が発表されていった。

政府も積極的に收回教育権に乗り出し、北京政府教育部の公布した民国14年（1925年）11月16日の「外人捐資設立学校請求認可辦法」、民国15年（1926年）2月4日の教育部の布告、同年10月18日の国民政府教育行政委員会公布の「私立学校規程」、「私立学校董会設立規程」、国民

### 收回教育権の教会学校体育への影響

政府大学院（教育部を大学院と称した一時期があった）が公布した民国16年（1927年）12月20日の「私立中等学校及小学校立案条例」、民国17年（1928年）2月6日の「私立学校条例」、「私立学校董会条例」等はいずれも收回教育権を目標にしたものであった。

北京政府、国民政府から公布された法令も北伐により中国が統一される以前のものは全国的に統制力がなく、教会学校に対する影響力はそれほど大きかったとは考えられないが、民国17年（1928年）に北伐を完成して中国を統一した国民政府が民国18年（1929年）8月29日に公布した「私立学校規程」は教会学校に大打撃を与えたのであった。

「私立学校規程」によると、学校の組織、学科課程その他一切の事項は現行教育法令を遵守しなくてはならない（3条）、外国人経営の学校はその校長に中国人を任命しなくてはならない（4条）、宗教団体経営の学校は宗教を必修科目と出来ず、初等学校においては宗教儀式を挙行出来ない（5条）、私立学校の処置が良くない場合、或いは、法令違反の場合は主管の教育行政機関はその認可を撤回し、或はこれを解散させることが出来る（6条）となっていた。

教会学校側もただだまって教会学校に対する圧力を甘受していたのではなく、教会学校側から政府に嘆願書を提出したり、結束をかためて中国にふみとどまり、学校を維持しようとの努力をはらっていた。

法令が確実に実施されたかどうかについてはいささか疑問であるが、法令が公布されたことは教会学校の課程に大きな影響があったのである。

清末から中華民国初期にかけて教会学校の統一が進み、中国基督教教育会を基督教教育行政の総元締として、その下部組織として、華北教育協和会、華西基督教教育組合、華中基督教教育組合、華東教育協会、いくつかの省別の教育組合が結成され、これらの組合が課程標準、教授方法、各教科の授業時数を定めて統制を行っていた。

收回教育権運動の盛んになる以前の教会学校の定めた課程では一部の組合を除いて体育の授業はなかった。それに対して中国の学校令ではどの学校でも体育の授業を実施していたのである。

教会学校で体育の授業を実施しなかったのは、施設、用具、教員の不足、1校平均の在学生の少ないことが理由の一つとして考えられるが、1校平均の在学生数は一般の学校の平均と大差がないので、何か他の理由によるのではないかと思われる。

收回教育権運動が盛り上がるにつれて教会学校側は自重派と急進派に分かれた。自重派は穏健派または順応派ともいうべきもので、何らかの対策により学校を存続させようと図るものであり、急進派は学校を閉鎖して本国に引き上げるという方針をとったのである。

收回教育権運動によりいずれ中国の学校令によらなくては学校の存続が不可能になるのであれば、教会学校も体育の授業を実施しなければならないことは明らかであった。

### 収回教育権の教会学校体育への影響

収回教育権運動が最高に盛り上がり、政府も収回に乗り出した民国14年（1925年）に教会学校の東呉大学と金陵女子大学に体育専攻の課程が設けられたことはこれらの動きに対処するためではないかと思われる。

教会学校の総てが体育の授業を実施していなかったのではなく、英国倫敦会の新学大書院が民国元年（1912年）から小学校、中学校課程で体育を実施するというように一部の学校では体育の授業を実施していたのである。

大正10年（1921年）には英国系の教会学校、米国系では雅礼会、美以美会経営の学校で体育の授業を実施しているところが増加していった。

多くの教会学校が収回教育権の対策をたてたであろうが、民国14年（1925年）を境とし、民国16年に最高に達し、民国18年まで続いた排外運動と収回教育権運動が重なり、自重派は打開の方法を求め、急進派は本国への引揚を行なったのである。民国16年（1927年）6月には新教宣教師8,000名中5,000名が中国を去ったのである。

「私立学校規程」の公布により教会学校も総て体育の授業を実施しなくてはならないことになったことは教会学校に大きな影響を与えたばかりでなく、中国の学校体育にも大きな影響を与えたのである。

（昭和47年10月24日）